

支援金詳細

情報サービス業等支援補助金

市内の賃貸オフィスに新たにサテライトオフィスを設置する「情報サービス業等」の企業に対し、その家賃の一部を補助します。

地域	新潟県糸魚川市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	その他
対象	市内に事業所を有していない市外の「情報サービス業等」を行う事業者で、新たに市内でサテライトオフィス（住居を兼ねる事業所を含む。）を開設するもの
公募期間	2022年4月1日～
上限金額・助成金	1月当たりの上限額：50,000円
給付要件	開設オフィス内に本市に住所を有する常用雇用者が1人以上いること等
その他	補助期間：要件を継続して満たす企業に対して最長で3年間（36か月）
問合せ先	企業支援係 電話：025-552-1511
URL	https://www.city.itoigawa.lg.jp/9140.htm